

第1回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

- 日 時 平成26年10月9日(木) 午後1時30分から午後3時23分
- 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
- 出席者 委 員 小林委員長、飯島委員、児玉委員、諏訪委員
事務局 総務部長
契約検査課長
契約検査課主幹兼検査チームリーダー
契約検査課課長補佐兼契約チームリーダー
契約検査課契約担当職員3名

○会議の概要

(1) 委員長及び副委員長の選任について

互選により、委員長に小林氏、副委員長に飯島氏を選出。

(2) 平成26年度入札契約制度の見直しについて

事務局： 平成26年度入札契約制度の見直しについて資料に基づき説明。

1 岩舟町との合併に伴う「地域要件」の運用について(最小の地域要件)

平成26年3月まで地域要件について「栃木市内に本店があること。」としていたものを、平成26年4月から平成27年3月31日まで、岩舟町と合併する前の栃木市の区域において発注する案件については、「栃木市内(旧岩舟町を除く。)に本店があること。」に、旧岩舟町の区域において発注する案件については、「旧岩舟町に本店があること。」にする。

2 栃木市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱の一部を改正

平成26年4月まで事後審査型条件付き一般競争入札の対象を予定価格500万円以上としていたものを、平成26年5月から予定価格2,000万円以上とする。

3 栃木市建設工事等請負業者選定要綱の一部を改正

平成26年4月まで、予定価格別の条件付き一般競争入札の入札参加可能業者数及び指名業者数が金額に応じて定められていたものを、平成26年5月から5者以上とする。

委員長： 地域要件について、岩舟町との合併で今年4月から来年3月まで、旧岩舟町を除く栃木市内と旧岩舟町の二つになるが、来年の4月からはどうなるか。

事務局： 全栃木市を一つの対象とする。

委 員： 3について、従来金額によって参加者数が定められていたが、一般論として、

参加者が多い方が競争性が確保されると思う。500万円未満については5者以上で同じ条件になっているけれども、理論的には競争条件がマイナスの方向に作用するような改正とも捉えかねない形になっているが、その辺はどうなのか。

事務局： 競争入札の場合、参加者が多ければ多いほど競争性が高まるのが一般的であると我々も認識している。市内業者への優先発注をまず念頭において我々事務をしているところだが、工種によっては市内業者が少ない工種がある。具体的には機械器具設置と言って、水道ポンプの設置や制御盤の修繕を発注する際には、どうしても業者が少ないから、市外業者を入れないと数が満たせない。数を満たすのが大事なのか、市内業者の活性化が大事なのかというところで葛藤があった。最終的には市内業者の活性化に重きを置いて、一定の競争性が保たれる範囲であれば、市内業者で完結させたいというのが、我々の考え方である。

委員： 数合わせで市外の業者に声掛けをして、実際に市外の業者が落札するケースはあるのか。

事務局： 昨年実施した入札で宇都宮市の業者がとったということもあった。

委員長： 仮に事前に入札を計画する段階で、たくさんの業者の希望があるという案件であれば、5者と決めないで5者以上にすればよい。運用を弾力的にすればよいという訳で、そういう配慮が必要なのではないか。

事務局： 5者以上と決めたことによって必ず5者に固執するという訳でなく、一般競争入札では20者、30者参加できる資格要件を設定しているので、運用の中で競争参加者を確保していきたいと思う。

委員： 26年度の指名業者数を見ると、5人という案件が非常に多いが、あとは6人、7人が散見される。1点は、5人にする場合、6人にする場合、7者にする場合、何か基準を考えているのかということ、もう1点は、8者以上の案件が一つもないけれども、何か理由があるのか、その辺を説明いただければと思う。

事務局： 従前は500万円までしか指名競争入札を執行していなかった訳だが、その際は従来も5人であった。今年度から2,000万円まで指名競争入札で実施するというので、従来の数だと7者で、100%その辺を満たせていたか微妙なところだが、できる限り選べる範囲で選ぶという認識で運用しているところである。

委員： 見直しの2点目で予定価格を500万円から2,000万円に引き上げるものについて、これは恒久的な来年度以降も続くものなのか。あと、いきなり500万円から2,000万円以上に上げた印象があるが、2,000万円という設定の根拠はどういうところにあるか。

事務局： まずは運用の期間について回答するが、実際に今回のきっかけというのが国の景気対策の方針に対応するということがあり、将来の経済状況や社会状況によるということが大きいと思う。さらに消費税が8%から10%になるという時期があれば、その時点での判断もあるということで、明確にどの時期までというのは

言えないが、国の対応に応じたところでの運用の見直しが大前提というところである。あともう一つ言えるのは、指名競争入札より一般競争入札の方が一般的に競争性が高いと言われているが、実際栃木市の場合、それほど変わらなかったり、逆に指名競争入札の方が落札率が低い状況にある。そのような状況であれば、先ほど言った国の方針もあるが、指名競争入札を一定期間運用した中で検証を行い、その中で将来の制度のあり方を検討するというのも一つの考え方としてあると思う。それと2,000万円の金額の根拠だが、参考にしたのは近隣の足利市である。4月から入札制度改正を行う中で、一般競争入札の対象範囲を栃木市と同様に従来500万円以上だったのを2,000万円以上に引き上げた。近隣の自治体の状況を調べ、その結果を言うと、3,000万円以上で一般競争入札を実施しているのは日光市と大田原市の建築工事、2,000万円以上で実施しているのが足利市と大田原市の土木工事、1,000万円以上で実施しているのが真岡市と那須烏山市、500万円以上で実施しているが佐野市と小山市と鹿沼市である。それぞれの考え方で実施している中で、最終的に参考にしたのが足利市の2,000万円である。

委員長： 平成26年7月31日までの上半期で、次の議題の資料によると、条件付き一般競争入札が31件、指名競争入札が56件だが、試みに500万円から2,000万円に線引きを変えた場合、指名競争入札はどのくらい増えるか。

事務局： 具体的な数字は持ち合わせていない。5月1日から改正を実施したので、2月1日から4月30日までの500万円から2,000万までの工事については一般競争入札にカウントされている。

委員長： あとで結構なので、参考までに各委員にメールで教えてほしい。

委員： もともと増税に対応する措置ということで、暫定的な対応だということであればわかるが、恒久的にいきなりこれだけ引き上げてしまうことに違和感がないかどうかということと、あと実際に円滑、迅速な発注ということに関しては、ほかにも様々な手続きや改善がある訳だよね。むしろ一般競争入札の対象工事の価格の引き上げというのが、国の通知の中で具体例で示されていない。むしろほかの方法で効率化せよということになっているように思えるが、どれだけ手続きの簡素化と言うか効率化につながるか説明を聞く限りではよくわからなかったけれども。

事務局： 実際、効率化とはちょっと違うが、早期発注に向けて開札の日程を追加している。入札依頼から落札者の決定までの期間を短くするために、6月から通常月2回の開札だったものを3回に増やし、できる限り対応するといった方法をとっている。あと効率化に関しては、入札方式自体で効率化があるというのが、先ほど言った一般競争入札と指名競争入札の違いである。そのほか具体例として挙げられているのは、総合評価の提出書類だが、総合評価自体特別な入札方式で、栃木市で発注する案件がほとんどないため、これでの対応は実際にはない。公告等の

準備行為の前倒しということで、これは先ほど言った開札日程等の公告とは違うが、日程の追加で可能な限りの方法を取りながら早期発注につなげるというところに対応していきたいと考えている。

委員長： 自治行政局長の通達で行くと、建設業者の資金調達円滑化の取組みということだが、栃木市内の業者についても数年来、企業の体力が疲弊化しているということで、全国で二つ言われている。一つはできるだけ出来高に合せた入金してほしいということ、それから部分払いとか前金払いとかいうことである。部分払いはやっているか。

事務局： 契約約款の中で中間前金払いを選択するか、部分払いを選択するか、業者さんの考え方によってどちらかを選ぶようになっている。

委員長： 前金払いと竣工払いで2回あったとして、そのほかにあと何回ぐらい可能なのか。

事務局： 前金払いを選択した場合、あと中間前金払いもやっているもので、最大10分の6までである。回数とすると、前金払いを選択した場合は、間が1回。完了まで含めると3回。

委員長： 業者さんが問題なのは、中間で何回もらえるかということが問題でね。部分払いをしてくださいという運動が起きかねないぐらい、これが一つ。もう一つはいわゆる平準化である。これも実は3年か4年前にここで話題になったことがあるが、改善されているのか。

事務局： 今年は先ほどのこともあり、8月現在ではある程度前倒しの状況は作れていると考えている。確かに年度末に工期が集中するような発注が多いから、平準化を図るため、事業主管課に対してできるだけ早く出すようにと通知等を行っている。

委員長： 結局、最初に箇所付けしてから予算を取って、そして発注するというスケジュールですね。このスケジュールについては、議員の協力が必要なのだろう。

事務局： 発注の段階では、地権者との交渉や、国庫補助が入る場合、交付決定の時期にも左右されなかなかなと思うとおりにできない部分もあるが、できる限り早く発注するように事業所管課に指導している。

委員長： よろしいか。それでは一応承ったということで、今後各委員からご意見があったら、このことを踏まえて生かしていただければありがたいと思う。それでは(3)入札及び契約手続きの運用状況等についての報告をお願いします。

(3) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

事務局： 入札及び契約手続きの運用状況等について資料に基づき説明。

発注工事の状況（平成26年2月1日～7月31日）

総契約件数	87件	落札率	94.25%
内訳 条件付一般競争入札	31件		95.19%

指名競争入札	56件	93.31%
指名停止の運用状況	21件	
談合情報対応状況	0件	

委員長： 説明に対する質問と意見を伺う前にちょっとお話しすると、先ほど私がお願いした条件付き一般競争入札と指名競争入札の件数が500万円以上から2,000万円以上に変った場合の件数の変化を調べていただきたいというお願いだが、今の説明の中で私が調べたところ、移動するのは4件ということがわかった。資料の一般競争入札の2,000万円未満4件が移る訳である。したがって、31件が4件減って27件で、56件が4件増えて60件になる。金額は、条件付き一般競争入札が31件でおおよそ38億7,800万円である。指名競争入札は56件でおおよそ3億1,400万円である。これでどれだけ移るかということ、おおよそ5,400万円移る。したがって、指名競争入札の3億1,400万円が大体3億7,000万円くらいになる。先ほどの私のお願いしたのはキャンセルする。それではただいまの説明で質問、意見を伺う。トータルで43億円だが、前回と比べるとどうか。

事務局： 今期については大型の建築工事があり、大平南小学校校舎改築建築工事で15億円、これに電気と管も含めて20億円になる。昨年度は大平給食センターが全部で11億円強だったので、今年の方が多くなっている。

委員： 資料の一般競争入札で参加業者数が2者とやや低調なものが2件あるが、何か理由があるのか。

事務局： まず1件目の大平南小学校屋内運動場屋根改修工事については、一般競争入札なので我々もどの業者が入札するかわからない状況であり、結果としてこの数になったとしか申し上げられない。2件目の消防救急デジタル無線整備工事に関しては、消防無線のデジタル化を県下一斉に行われている状況がある。その中で電気通信という工種に関しては、業者が市内も少ないが、全体的にそれほどない。なので、今回は地域要件を設定せずに、はっきり言って日本全国どこでもいいですよという形で運用したが、仕事が多いというか業者側が食指をのばす状況にないということをちょっと聞いたことがある。

委員： これは今年度前期中に急いでやらなければならなかったのか。

事務局： 計画があったので。昨年度も電気通信は数が少なく、この入札は4億円という金額が大きいものだったから、我々とする心配もありできるだけ多く参加してもらいたいということで、普通は入札公告をホームページに出すのと新聞に載せるだけだが、62者全部にファックスを送り、こういう入札があるのでぜひ参加してくださいとできる限りの努力はしたが、結果的に応札が2者しかなかったという状況である。

委員： 移動系防災行政無線岩舟地域拡張整備工事も同じような状況か。

事務局： こちらについては金額が先ほどのよりも小さかったから、地域要件を県内に本店又は支店に設定したが、これについても実際に札が入ったのが1者しかなかった。全部にファックスを送った。

委員長： 一般的にどの案件でもファックスで応札可能業者に流しているのか。

事務局： 通常の入札においては、公告あるいは新聞だけでしか周知をしないが、13番、26番については、前年度の実績を見て、札がなかなか入らないという状況が想定できたので、実施したところである。どうしても心配があるものについてはファックスを送っている。

委員長： 入札を執行して、応札が多い案件と少ないものとあると思うが、それらは金額により偏りがあるのかあるいは工種で偏りがあるのか。

事務局： 我々が知り得る範囲では、小さめの工事になると、どうしても経費割れをして参加者が少ないという状況に最近なった。あと技術者の手配が高齢化ということもあり、一時、土木公共工事が減った時代に業種転換や廃業で業者の規模が小さくなったり、技術者の数が減ってきたものが、最近になって公共工事が増えてきている。工事があって取りたくても、技術者がいないから参加できないという話を聞くことがあった。

委員： 指名競争入札について確認したいけれども、工事名で市道のあとに「O」とついているのは旧大平町ということか。

事務局： 工事名に「O」がついているのは、大平町の「O」である。「N」が西方、「F」が藤岡、「T」が都賀、それ以外が栃木市である。

委員： 落札率の低いところが大平運動公園南北駐車場整備工事、市道O159号線歩道整備工事、市道O73号線舗装復旧工事、市道O204号線舗装補修工事で、旧大平地区に関しては、特に舗装工事は競争が激しいのか落札率が全体として70%台になっているけれども、地域要件は旧大平町で設定しているのか。

事務局： 地域要件自体は廃止をしているが、業者を選考する際には、地理的に現場からの距離を加味して選考するので、結果的に地域の業者が集まるということになる。

委員： 形の上では旧大平町以外の業者も応札できるということによいか。

事務局： 業者選考の際に、例えば旧町の境に工事が出る場合は、両方から選ぶということはあるが、旧町の真ん中辺だったとすると近い業者を選ぶということになるので、その地域の業者を指名するというパターンが多くなる。

委員： 旧大平町の業者が大平以外の地区の工事にも参加できるということによいか。

事務局： 仕組み上はできる。

委員長： 指名停止のところはよその地域のことでよいか。

事務局： 今回は栃木市内で発生した案件はなかった。

委員長： ほかに質問はあるか。それでは、議題4番の審議に入る。

(4) 抽出議案についての審議

委員長： 抽出していただいた委員に抽出した根拠を説明願いたい。

委員： こちらの資料にあるように、一般競争入札では大平南小学校校舎等解体及び改修工事と大平南小学校校舎改築建築工事、指名競争入札では大平運動公園南北駐車場整備工事と市道〇152号線 配水管布設工事（第1工区）を抽出させていただいた。大平南小学校校舎等解体及び改修工事については、今まで土木一式や建築という工種の抽出が比較的多かったという記憶があったので、とび・土工で金額的に大きい工事があったから、そういう理由で選ばせていただいた。それから大平南小学校校舎改築建築工事は、15億円以上というかなり大きな金額の工事ということで選ばせていただいた。それから大平運動公園南北駐車場整備工事については、落札率が低い工事が何本もあったと思うが、その中で比較的落札率が低くてなおかつ金額的にも大きめの工事ということで選ばせていただいた。市道〇152号線 配水管布設工事については、今回水道施設関連の工事が目立ったので、土木、建築という工種以外で水道施設の中から金額的に大きいものを抽出させていただいた。それと補足になるが、大平南小学校校舎改築建築工事は金額的に大きいと話したけれども、それ以外にも応札可能業者が22ある中で参加があったのが3者と比較的少なかったのも理由である。

委員長： それでは1件ずつ説明していただいて、質問を受けていきたいと思う。

事務局： 抽出事案①大平南小学校校舎等解体及び改修工事について資料に基づき説明。
～入札方法、工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者、予定価格、調査基準価格、落札者、落札金額、落札率）～

委員長： ただいまの説明について、質問あるいは意見はあるか。それでは2件目に移らせていただく。

事務局： 抽出事案②大平南小学校校舎改築建築工事について資料に基づき説明。
～工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（入札参加形態、工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者、予定価格、調査基準価格、落札者、落札金額、落札率）～

委員長： これは先ほどの解体及び改修工事のあとに続いている訳ですね。これについて

質問あるいは意見等あるか。特段の質問がないようだから、抽出3番目を説明願う。

事務局： 抽出事案③大平運動公園南北駐車場整備工事について資料に基づき説明。
～入札方法、工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名の経緯）、入札結果（入札参加業者、予定価格、最低制限価格、落札者、落札金額、落札率）～

委員： 最低制限価格は事前公表か。

事務局： 資料の訂正をお願いする。最低制限価格の下に「(事前公表)」と書いてあるが、昨年10月から事後公表としており、それ以前が事前公表であった。なのでこちらの記載が間違いで、訂正させていただく。

委員長： いつから事後公表に変えたのか。

事務局： 昨年10月からである。

委員長： 国の委員会も事後公表と言っている。

事務局： 国に関しては、予定価格も最低制限価格も事後公表が望ましいと言っている。

委員： 2者が最低制限価格と一致してきたのは偶然だと思いたいが。

事務局： 計算式は公表になっているので、ある程度計算はできると思う。この案件については、その上の業者が1万円違い、さらにその上も3千円違いなので、各者努力されて積算して入札していると思う。

委員： 最低制限価格は予定価格の一定割合のものなのか。

事務局： 予定価格は直接工事費や一般管理費などの経費関係を積み上げて構成されているが、最低制限価格についても算式があり、それに基づいて積み上げていくという方法で算出するので、予定価格の一定割合が最低制限価格になるというものではない。

委員長： 最低制限価格の決め方のルールは公表しているのか。

事務局： ホームページで公表している。

委員長： 歩切りはしているか。

事務局： 一切していない。

委員長： くじ引きは今どういう方法でやっているのか。

事務局： この場合だと郵便入札で開札をしているので、当日、本人は会場に来てないということもあり、翌日、同額入札した者を選んで、くじ棒により抽選した。電子入札の場合には、電子くじで行うことになる。

委員長： あと質問はいかがか。進めていって最後にまとめて質問を伺う。それでは、最後の案件の説明をお願いします。

事務局： 抽出事案④市道〇152号線 配水管布設工事（第1工区）について資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事種別、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名の経緯）、入札結果（入札参加業者、予定価格、最低制限価格、落札者、落札金額、落札率）～

委員長： これについて、質問はあるか。

委員： 指名業者の選定に当っては、割合、工事場所に近い業者に配慮されるという話があった。今の案件が大平町土与地内で、その前の案件が蔵井で大平地区として割合近い場所かと思うが、指名の時期が2か月くらい違うけれどもそれぞれに同じ業者が出てくるのですが、割振りで何か工夫をされていることはあるか。

事務局： 指名の最初のフィルターは工事種別で、前件に関しては舗装工事に登録のある業者の中から選考する。次の工事は、水道施設に登録のある業者から選考するというので、質問の業者については両方とも登録があるということである。そのあとに格付になり、A級B級C級という金額に応じたランクの業者を選考する。その上で地理的条件を考えるので、その順番を経ながら、結果的としてこういう業者になったということである。

委員： 近場あるいは近い時期に複数落札した場合、指名に期間を置くような配慮はないのか。

事務局： 工事がある程度多く発注されてくると、そういう考え方を採用することもある。技術者にも限りがあり、技術者がいなければ次に指名することができないということもあって、受注の状況も確かに指名の一つの要因になっているかと思う。

委員長： 今の委員の質問に関連してお尋ねする。抽出事案③、④と同じ業者が指名を受けたが落札できなかったけれども、例えば、抽出事案③で落札した業者は指名には入れないといった内規はあるか。

事務局： 工種が違った場合には、前の案件で受注すると次は受注できないということは基本的にはやっていない。同一工種で近接工事と言って、現場が比較的近くて現場管理が一体的にできる工事について、両方を受注するということはさせないという取り決めはある。

委員長： 抽出事案③と④は大平町であるが、そういった条件ではないのか。

事務局： 仮に同じ工種だった場合で説明すると、栃木市の場合、直線距離250mで近接工事という取扱いをしており、250m以上離れているので、取り抜けにはならない。

委員： ある地区の舗装工事を請け負った業者が、別のところでは辞退をすることはあるか。資料の中に2者によるくじ引きがあって、辞退がある案件が2件ある。これはどういう業者が辞退をしているのか。

事務局： 会社の都合だと思うが、最近、指名はするが、辞退が続いている業者が1者ある。これに関して言えば、その会社の特殊事情と認識している。

委員： 邪推かもしれないが、資料の指名業者7者のうち3者は予定価格に近くてあまり本気で取りにきている気がしないが、4者はかなり取りにきている。その4者が、議題（3）の資料の工事をそれぞれが1か所ずつ受注している形になっていて、これはたまたまなのか、うがった見方をすれば受注調整をしているのか。

事務局： たまたまである。4者が頑張っているという状況には間違いなくて、受注調整があったという認識ではない。

委員： くじ引きで残った2者のうちどちらかが辞退するという訳ではないのか。

事務局： ここで言う辞退については、先ほどの特殊事情の会社である。

委員長： ほかにいかがか。それでは、①から④まで説明と質問意見を伺って、4つ全部が済んだが、あわせて言い忘れたことや付け足したい質問意見はないか。それでは、抽出の4つの案件について、委員会としておおむね了承するということよろしいか。ということなので、よろしく願います。

（5）その他

—なし—

～終了～